

てあて在宅マッサージ 新型コロナウイルス感染症対策について (緊急事態宣言を受けて)

平素よりご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

弊社では、厚生労働省、日本医師会、関連学会の最新の医療従事者向け新型コロナウイルス感染症予防策を徹底励行するとともに、下記のとおり予防策を更に強化しておりますことをお知らせいたします。

- 毎日、施術者及び事務職員を含む全社員の勤務前体温および感染性呼吸器症状の有無を上長が確認している。37.0度以上の体温のある場合あるいは感染性呼吸器症状(咳、痰、味覚/嗅覚異常等)のある場合は、勤務を禁じている。
- 37.0度以上の体温のある患者、あるいは感染性呼吸器症状(咳、痰、味覚/嗅覚異常等)のある患者の施術は、医師により新型コロナウイルス感染症罹患の可能性が除外されるまで見合わせさせていただいている。
- 施術者及び事務職員を含む全社員には、同居家族が37.0度以上の発熱あるいは感染性呼吸器症状(咳、痰、味覚/嗅覚異常等)を発現した場合は、直ちに上長に報告し、出勤せず自宅待機するよう指示している。また、同居家族の職場や学校等で新型コロナウイルス感染者が確認された場合も、同様の行動をとるよう指示している。自宅待機期間は、当該社員及び同居家族が感染症に罹患してる可能性はないと医師あるいは医学的判定基準により判断されるまでとしている。
- 施術者及び事務職員を含む全社員には、休日等であっても不特定多数が集う場所(レストラン、ファストフード店等を含む)を徹底して避けるよう指示している。
- サージカルマスク、アルコール手指消毒剤、サージカルグローブ等、感染症予防に必要な物資の在庫は緊急事態宣言発令期間中に使用する見込み量以上を確保している。

ご存知いただいておりますように、我々は、医師により療養のための医療上の施術が必要と認められた患者様に施術を行っております。

特に、筋緊張の強い筋麻痺、筋萎縮(筋力低下)、関節拘縮、浮腫、基本的生活動作能力低下(歩行困難等)は、施術の中断により症状が増悪する懸念がありますので、可能な限り施術が継続して行えますようご理解とご協力をいただきたいと存じます。

尚、訪問医療マッサージは、緊急事態宣言に応じて施行される自治体(都・県)の緊急事態措置の休業要請等の対象とはなっておりません。

以上

令和2年4月10日
株式会社てあて